

(仮称) 総合子どもセンターの開設について

区では、子ども期から若者期の本人や家庭における課題についての専門相談、支援、措置、家庭・社会復帰までを総合的に実施するため、(仮称) 総合子どもセンター (以下「センター」という。) の開設に向け、準備を進めてきたところである。

センターの名称 (案) 及び位置等について、以下のとおり報告する。

1 名称 (案)

中野区立子ども・若者支援センター

※ 施設の愛称については別途、公募する。

2 位置

中野区中央一丁目 41 番 2 号

3 センターで行う事業

- (1) 子ども・若者及びその家庭からの相談に対する助言及び支援に関すること。
- (2) 子ども・若者及びその家庭の支援を行う関係機関との連携に関すること。
- (3) その他、区長が必要と認める事業

4 開設予定日

令和 3 年 11 月 29 日

5 今後のスケジュール (予定)

| | |
|----------------|-------------------|
| 令和 2 年 9 月 | 第 3 回定例会で設置条例案を提出 |
| 令和 3 年 4 月～6 月 | 施設愛称の公募、決定 |
| 11 月 29 日 | センター開設 |
| 令和 4 年 2 月 1 日 | 児童相談所機能開始 |